

◎新潟県告示第534号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成24年4月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 河川の名称
二級河川 落堀川水系柴橋川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年4月6日
- 3 廃川敷地等の位置
胎内市大塚21番2地先から胎内市柴橋339番5地先まで（柴橋川左岸）
胎内市東川内351番地先から胎内市城塚586番1地先まで（柴橋川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 11,562.76平方メートル